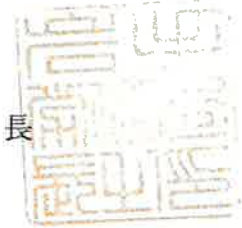


岩労発基 0627 第 2 号
令和 7 年 6 月 27 日

関係団体の長 殿

岩手労働局長



令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策につきましては、令和 7 年 3 月 17 日付け岩労発基 0317 第 4 号「令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところですが、今般、厚生労働省において別添 1「令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」の資料を取りまとめました。

つきましては、貴団体におかれましても、この確定値とともに、6 月 1 日から施行の改正労働安全衛生規則の周知用パンフレット及びリーフレット（別添 2、別添 3）を活用いただき、熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則を会員事業場等に対し、周知を行っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

別紙

<資料掲載場所 (URL) >

別添1 「令和6年 職場における熱中症の発生状況 (確定値)」

https://neccyusho.mhlw.go.jp/heatstroke/#sec01_04

別添2 「職場における熱中症対策の強化について」 (6.5 MB)

https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_neccyusho_strengthening_pamphlet.pdf

別添3 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」 (513 KB)

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/002256324.pdf>